

所得税、市民税・都民税など 申告の受け付けが2月16日(木)から始まります

所得税の確定申告と市民税・都民税の申告の受け付けが始まります。窓口での受け付けは、土曜・日曜を除く2月16日(木)～3月15日(水)です。所得税の確定申告は税務署で、市民税・都民税の申告は市役所で受け付けます。各会場とも車での来場はご遠慮ください。なお、今回からマイナンバー(個人番号)の記載と番号確認、本人確認が必要になりますので、「マイナンバー(個人番号)カード」または「番号確認書類」(通知番号カードなど)と「身元確認書類」(免許証・パスポート・健康保険証など)を持参してください。

◎所得税の確定申告

申告と相談は東村山税務署へ
〒189-8555、東村山市本町1-20-22
☎042・394・6811

2月19日(日)・26日(日)に限り、午前9時～午後5時に、東村山税務署で確定申告書作成のアドバイス、申告書の受け付けなどを行います。なお、この2日間は電話での相談、国税の領収、納税証明書の発行は行いません。

確定申告書は税務署に郵送で提出できます

郵送で申告書を提出する場合は、「マイナンバー(個人番号)カード」の写し(両面)または「番号確認書類」と「身元確認書類」の写しを添付してください。また、申告書の「控え」が必要な方は、「控え」に住所・氏名などを黒ボールペンで記載の上、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

国税庁ホームページで確定申告書などが作成できます

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、印刷してそのまま税務署に提出することができます。詳しくは同庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。

◎市民税・都民税の申告

申告と相談は市役所課税課市民税係(市役所2階)へ
☎470・7777(内線2333～2337)

2月24日(金)、3月3日(金)に夜間申告窓口を行います。時間はいずれも午後5時～8時です。また、2月26日(日)に休日申告窓口を行います。なお、夜間・休日申告窓口では、電話相談および証明書の発行は行っていません。

申告が必要な方

- (1) 29年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方
- (2) 給与所得者で、次のいずれかに該当する方

①勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方②給与を2カ所以上から受けている方③給与のほか、地代や家賃、原稿料、年金、配当などの所得があった方(市民税・都民税では、少額でも申告をする必要があります)

(3) 29年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方

※家屋敷とは、居住地以外の市区町村内に、自分または家族が住むことができる独立性のある住宅(一戸建て住宅、アパート、マンション、社宅など)です。賃貸用の目的で所有している住宅などの「自己所有であっても他人に貸し付ける目的で所有している家屋」または「現に他人(家族を除く)が居住している家屋」は対象となりません。

前年中に収入がなかった方も申告を

前年(28年)中に、病気・失業・学生などの理由で収入がなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった

方へ」にその旨を記入し、提出してください(同居者の税法上の扶養になっている場合は除く)。

※申告書を提出することにより、国民健康保険税の算定や非課税証明書発行などの資料となります。

申告の必要がない方

- (1) 前記「申告が必要な方」に該当し、所得税の確定申告書を税務署に提出した方
- (2) 給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方
- (3) 給与所得者の妻などで、同居者の税法上の扶養になっている方

申告に必要なもの

申告書▼源泉徴収票・収入証明書など、前年中の収入金額の分かる書類▼社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費・寄附金などの各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書▼国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金で、前年中に支払った領収書など▼認め印

※今回から、マイナンバー(個人

番号)の記載が必要になり、その確認のため、「番号確認書類」および「本人確認書類」が必要になりますので、持参してください。なお、マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの方は、そのカード1枚で番号確認と本人確認ができます。

お願い

市役所で受け付けできる確定申告書は、次のものに限りです。

▼提出のみの方＝内容が記入されていて、お預かりするだけのもの

▼簡易な申告の方＝給与や公的年金のみの収入の方(営業、不動産、土地などの譲渡などによる収入があった方は提出のみ受け付けます)

なお、確定申告書作成の相談の際は、確定申告書の住所・氏名など分かるところは記載し、医療費控除を申告する場合は、あらかじめ医療費の合計額の計算をしてきてください。

ご注意ください

市役所で受け付ける市民税・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません。還付申告をする方は、確定申告をしてください。

市役所での申告受付日時・会場

日程	受付時間	会場
2月16日(木)～3月15日(水)	午前8時半～11時、午後1時～5時	市役所2階 204・205会議室
【夜間申告窓口】 2月24日(金)、3月3日(金)	午後5時～8時	
【休日申告窓口】 2月26日(日)	午前9時～11時、午後1時～4時	

※夜間・休日申告窓口では、電話相談および証明書などの発行は行っていません。市役所で受け付けできる確定申告書は、提出のみの方、簡易な申告の方に限りです。

休日・夜間納税相談窓口 を開設します

休日と夜間に納税相談窓口を開設します。市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税などの市税の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

市税などの納付にご協力ください

2月28日(火)は、固定資産税・都市計画税第4期、国民健康保険税第8期、後期高齢者医療保険料第8期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)・コンビニでお納めください。詳しくは納税課☎470・7729へ。

※相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。【日時】休日納税相談窓口Ⅱ 2月25日(土)・26日(日)のいずれも午前9時～午後4時

▼夜間納税相談窓口Ⅱ 3月2日(木)午後8時まで

【会場】休日・夜間のいずれも納税課(市役所2階)

【注意】納税証明書の発行はできません

【その他】介護保険料、保育園保育料、学童保育料は、納付書を持参していただければ領収します

詳しくは同課☎470・7730へ。

市のガイドブック「暮らしの便利帳」に 広告を掲載しませんか

市では、官民協働事業として株式会社サイネックスと協定を結び、市のガイドブック「暮らしの便利帳」を今年5月に発行し、市内全世帯に無料配布を行う予定です。現在、市内で事業を営む皆さんに対して、便利帳に掲載する広告を広く募集しています。広告掲載を希望する方は、直接株式会社サイネックスに

《今号の主な内容》

- ・私立幼稚園園費・保護者補助金の申請はお済みですか
- ・今後の東久留米市立図書館の運営方針を策定しました
- ・自転車等駐車場利用登録(2次募集)を受け付けます
- ・28年度成人用肺炎球菌定期予防接種がもうすぐ終了します

2面
3面
5面
8面